

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(俸給表の種類)</p> <p>第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定める。</p> <p>(1) 一般職俸給表 (一) (別表第1)</p> <p>(2) 一般職俸給表 (二) (別表第2)</p> <p>(3) 専門業務職俸給表 (別表第2の2)</p> <p>(4) 教育職俸給表 (別表第3)</p> <p>(5) 医療職俸給表 (一) (別表第4)</p> <p>(6) 医療職俸給表 (二) (別表第5)</p> <p>(7) 指定職俸給表 (別表第6)</p> <p>(8) 専門職俸給表 (一) (別表第6の2)</p> <p>(9) 専門職俸給表 (二) (別表第6の3)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、次の各号に掲げる教職員の区分ごとに定めるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。ただし、第1号に掲げる者の勤勉手当にあつては、基準日の属する年度の初日から基準日までの間に、第2号又は第3号に掲げる者の勤勉手当にあつては、各号に定める期間の末日の翌日から基準日までの間に、就業規則第48条の規定による懲戒処分又は第50条の規定による訓告等を受けた場合は、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>(1) 第5条第1項第4号の適用を受ける教員 基準日の属する年度の前年度1年間における勤務成績</p> <p>(2) 第5条第1項第1号の適用を受ける職員のうち、<u>京都大学事務職員勤務評定要領の適用を受ける職員</u> 基準日3月前の末日以前6箇月以内の期間における勤務成績</p> <p>(3) 第5条第1項第8号及び第9号の適用を受ける職員 基準日3月前の末日以前6箇月以内の期間における勤務成績</p> <p>(4) 前各号に掲げる者以外の教職員 基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績</p>	<p>(俸給表の種類)</p> <p>第5条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>2</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、次の各号に掲げる教職員の区分ごとに定めるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。ただし、第1号に掲げる者の勤勉手当にあつては、基準日の属する年度の初日から基準日までの間に、第2号又は第3号に掲げる者の勤勉手当にあつては、各号に定める期間の末日の翌日から基準日までの間に、就業規則第48条の規定による懲戒処分又は第50条の規定による訓告等を受けた場合は、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>(1) 第5条第1項第4号の適用を受ける教員<u>及び第8号の適用を受ける職員のうち別に定める者</u> 基準日の属する年度の前年度1年間における勤務成績</p> <p>(2) 第5条第1項第1号の適用を受ける職員のうち別に定める者、<u>第8号の適用を受ける職員(第1号に掲げる職員を除く。)</u>、<u>第9号の適用を受ける職員</u> 基準日3月前の末日以前6箇月以内の期間における勤務成績</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 前各号に掲げる者以外の教職員 基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績</p>

改 正 前						改 正 後																													
2～6 (略) (後 略)						2～6 (同 左)																													
別表第1～別表第6 (略)						附 則 (令和8年達示第39号)																													
別表第6の2						この規程は、令和8年4月1日から施行する。																													
専門職俸給表 (一)						別表第1～別表第6 (同 左)																													
専門職俸給表 (一)						別表第6の2																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号俸</td> <td>俸給 月額</td> <td>俸給 月額</td> <td>俸給 月額</td> <td>俸給 月額</td> <td>俸給 月額</td> </tr> </tbody> </table>						職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	号俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号俸</td> <td>俸給 月額</td> <td>俸給 月額</td> <td>俸給 月額</td> <td>俸給 月額</td> <td>俸給 月額</td> </tr> </tbody> </table>						職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	号俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額
職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級																														
号俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額																														
職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級																														
号俸	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額	俸給 月額																														
(略)						(同 左)																													
備考 この表は、 <u>成長戦略本部等に勤務するイノベーションプロデューサー</u> その他の職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。						備考 この表は、 <u>リサーチ・アドミニストレーター及びイノベーションプロデューサー</u> その他の職員で初任給、昇格、昇給等の基準で定めるものに適用する。																													
別表第6の3～別表第11 (略)						別表第6の3～別表第11 (同 左)																													